

堺市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者登録申込書 兼 変更届
(個人事業者用)

年 月 日

あて先) 堺市長

「堺市ふるさと応援寄附金」返礼品協力事業者公募要領 8 の(1)または 10 の(1)の規定に基づき、提出します。また、申込みにあたっては、裏面の確認事項への承諾、及び堺市が必要と認めたすべての税目の納付状況の調査への同意をします。(調査有効期限：申込書提出日から当該年度末まで)

所在地	〒 ー	
事業者名	(フリガナ) Ⓜ (代表者の認印を押印してください。)	
代表者	役職名	
	氏名	(フリガナ) Ⓜ (代表者の認印を押印してください。)
代表者の住所		
事業者情報	電話： F A X： メールアドレス： ホームページ： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 U R L ()	
担当者連絡先	※代表者名・事業者情報と異なる場合のみご記入ください。 (フリガナ) 担当者名： 電話： F A X： メールアドレス：	
備考 (変更項目)		

※事業者登録情報に変更があった場合は、備考欄に変更項目もご記入ください。なお、事業者名に変更があった場合は、従前の事業者名もご記入ください。また、協力事業者が自ら返礼品の発送を行うことができない場合は、様式第 1 - 3 号もしくは様式第 1 - 4 号をあわせて提出してください。

裏面有

ふるさと納税返礼品等取扱いに係る確認事項

- (1) 堺市のふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書および返礼品提案書の記載事項等は真実に相違ないこと。
- (2) 返礼品等の取り扱い開始時期については、返礼品等の採用が決定した後に、協力事業者と堺市または委託事業者で調整を行うこと。
- (3) 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等内容については堺市及び委託事業者へ報告すること。
- (4) 協力事業者は、堺市のPRに積極的に努めること。
- (5) 協力事業者（および配送事業者）は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用しないこと。
- (6) 堺市は、品質等に関する保証やクレーム対応などについて、一切の責任を負わない。
- (7) 堺市は、やむを得ない事情により、返礼品等の取り扱いについて、予告なく取り扱いを停止することがある。
- (8) 堺市税のほか、国税、府税等に未納の無いものであること。
- (9) 個人情報の保護に関する法律および関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができるものであること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および堺市暴力団排除条例に規定する、暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (11) 上記の事由の有無の確認のため、市が行う調査については、これに同意するとともに、堺市が調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。